

## 愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて

### 1 趣旨

愛知県地域保健医療計画は、医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、都道府県が策定する計画であり、本県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とする。

医療法第 30 条の 6 の規定により、医療計画は 3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされており、令和 2 年は、3 年目にあたることから、愛知県地域保健医療計画を見直し、必要事項の追加や時点修正、指標の追加などを行う。【計画期間：平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間】

### 2 今回の見直しのポイント

#### (1) 見直しの方向性について

現行の医療計画をベースに、データや「現状」の時点修正等を行うほか、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」を見直す。

見直しに当たっては、「医療計画の見直し等に関する検討会」（厚生労働省）における意見等を参考としながら国指針に基づき見直し作業を行う。

＜医療計画の作成に関する国指針＞

- ・医療提供体制の確保に関する基本方針
- ・医療計画作成指針
- ・疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

#### (2) 基準病床数について

病院・診療所の病床数は、地域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定式により算定している。今回の中間見直しでは、国の指針で示される算定方法の変更はなく、厚生労働省も一律変更する考えはないことを確認したため、本県の基準病床の見直しは行わない。

#### (3) 他計画との整合性の確保について

3 年ごとに改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図るため、在宅医療と介護サービスの見込み量について市町村と協議する。

また、令和 2 年 4 月 13 日付けで一部改正された国の「医療計画作成指針」により示されている計画等との整合性の確保にも留意する。

＜国指針で示された新規計画、方針＞

- ・循環器病対策推進基本計画及び都道府県循環器病対策推進計画
- ・成育医療等基本方針

### 3 計画策定時期

各分野それぞれ、所掌会議において具体的な議論を行った上で、パブリックコメント、関係団体への意見照会を経て、法定の医療審議会医療体制部会及び医療審議会に諮り、令和 4 年 3 月末までに策定する。

具体的なスケジュール（案）は以下のとおり。

月	計画全体	在宅医療対策
令和 2 年 10 月	医療体制部会（素案審議）	
11 月	市町村との協議の場	<b>在宅医療推進協議会</b> 医療審議会 5 事業等推進部会
12 月		<b>委員意見を踏まえた修正</b>
1 月	医療体制部会（試案審議）	
2 月		
3 月	医療審議会（原案審議）	
令和 3 年 4 月		
5 月	パブリックコメント意見照会	<b>各種意見を踏まえた最終案の検討</b>
6 月		<b>在宅医療推進協議会</b>
7 月		<b>最終案の調整</b>
8 月	医療体制部会（最終案審議）	
9 月～ 令和 4 年 3 月	医療審議会（答申）	